

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年7月3日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第31号

## 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成11年墨田区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第45条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第62条第1項ただし書の規定により有料粗大ごみ処理券の交付を省略された者が、粗大ごみを排出するときは、規則で定めるところにより、必要な事項を記載した紙面を添付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、第1項の有料粗大ごみ処理券又は前項の紙面の添付を要しないこととすることができる。この場合において、粗大ごみを排出しようとする者は、区長の指示に従わなければならない。

第62条第1項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める者については、有料粗大ごみ処理券の交付を省略するものとする。

### 付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。